

120年ぶりの商法改正に対応！ 商法上の要件事実の 逐条解説書、待望の第4版！

「要件事実」
の定番書

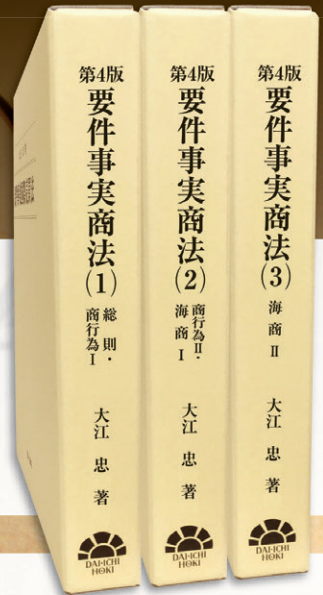
第4版 要件事実商法

全3巻 [著] 大江 忠 (弁護士)

A5判/上製 定価：各巻 本体10,500円+税

本書の特色

- ◆商法の要件事実について、条文に沿って判例や学説を整理・紹介し、具体的な紛争の場面を想定し、原告-被告相互の証明責任を裁判の流れに沿って解説！
- ◆平成30年法律第29号の商法改正を反映させて、旧版の内容を一新し、判例・学説、解説、設例を大幅に加筆！
- ◆事項索引・法令索引・判例索引に加え、訴訟物索引を新設！



収録内容 (目次抜粋)

第4版 要件事実商法(1) 総則・商行為I

第1編 総則

- 第1章 通則(第1条～第3条)
- 第2章 商人(第4条～第7条)
- 第3章 商業登記(第8条～第10条)
- 第4章 商号(第11条～第18条)
- 第5章 商業帳簿(第19条)
- 第6章 商業使用人(第20条～第26条)
- 第7章 代理人(第27条～第500条)

第2編 商行為

- 第1章 総則(第501条～第523条)
 - 第2章 売買(第524条～第528条)
 - 補章 貿易取引
 - 第3章 交互計算(第529条～第534条)
 - 第4章 匿名組合(第535条～第542条)
 - 第5章 仲立営業(第543条～第550条)
 - 第6章 問屋営業(第551条～第558条)
- 訴訟物索引・事項索引・法令索引・判例索引

第4版 要件事実商法(2) 商行為II・海商I

第2編 商行為

- 第7章 運送取扱営業(第559条～第568条)
- 第8章 運送営業(第569条～第594条)
- 第9章 寄託(第595条～第683条)
- 補章1 フランチャイズ事業
- 補章2 プロバイダ事業

第3編 海商

- 第1章 船舶(第684条～第707条)
 - 第2章 船長(第708条～第736条)
 - 第3章 海上物品運送に関する特則(第737条～第787条)
- 訴訟物索引・事項索引・法令索引・判例索引

第4版 要件事実商法(3) 海商II

第3編 海商

- 第4章 船舶の衝突(第788条～第791条)
- 補章 海上衝突予防法
- 第5章 海難救助(第792条～第807条)
- 第6章 共同海損(第808条～第814条)
- 第7章 海上保険(第815条～第841条)
- 補章 保険法
- 第8章 船舶先取特権及び船舶抵当権(第842条～第850条)
- 補章 国際海上物品運送法

補編 航空運送

- 第1章 国際航空運送
 - 第2章 国内航空運送
- 訴訟物索引・事項索引・法令索引・判例索引



大江 忠 [著]

『第4版 要件事実民法』(全9巻)

『要件事実国際売買法』(全1巻)も好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

巻別での内容も更に充実！

- ◆1巻に収録の「総則」では、対応する会社法の解説も収録！
- ◆2巻においては、補節として「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」「船舶油濁損害賠償保障法」を新設！
フランチャイズ事業、プロバイダ事業についても加筆！
- ◆3巻においては、補章として「海上衝突予防法」「保険法」(損害保険部分)「国際海上物品運送法」、補編として「航空運送(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約)」を新設！

内容見本

(到着港変更・実行着手)

抗弁 1 Xは、責任期間の開始又は本件保険事故の発生に先立って、本件船舶の到達港を変更し、その実行に着手したこと
*本条3項に基づく抗弁である。

●(著しい危険の増加)

第823条 次に掲げる場合には、保険者は、その事実が生じた時以後に発生した事故によって生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、当該事実が当該事故の発生に影響を及ぼさなかったとき、又は保険契約者若しくは被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 被保険者が発航又は航海の継続を怠ったとき。
- 二 被保険者が航路を変更したとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、保険契約者又は被保険者が危険を著しく増加させたとき。

1 危険の変更増加

本条本文は、被保険者が発航を怠り(1号)若しくは航海を継続することを怠り(1号)又は航路を変更(2号。発航港及び到達港を変更せず、途中の航路のみを変更)しその他著しく危険を変更若しくは増加したとき(3号)は、保険者はその変更又は増加以後の事故につき責任を負うことがないことを定める(下記設例の抗弁参照)。

2 因果関係不存在、不可抗力の正当の理由による場合

本条但書は、その変更又は増加が事故の発生に影響を及ぼさないときは保険者の負担に帰すべき不可抗力若しくは正当の理由によって生じたときは、その例外として、保険者が責任を負うことを定める。要件事実論の観点からすると、加藤由作「海上危険新論」春秋社(1961年)906頁が、「被保険者が一定の事実を証明して損害填補の請求をなしたときは……、保険者は契約の当時存在していた事情が変更して危険が著しく増加した事実、かかる

第823条 147

実、または……危険変更の効果に関する阻却事由の一を証明してこれに対抗することができる」と一般論を述べたうえで、請求拒絶事由の例として、「発航または航海継続の怠慢および航路の変更にあつては、単にこれらの事実を証明するだけで足りる」と述べているのが、参考にならう。

訴訟物

XのYに対する船舶保険契約に基づく保険金請求権

*XはY保険会社との間で、X所有の本件船舶につき、保険金額1億円、保険期間を保険証券に記載されている一定の保険期間を定め、保険料〇万円の船舶保険契約を締結し、保険期間中に保険船舶が沈没した。本件は、XがYに対して、保険金の支払を求めたところ、Yは、本件船舶の沈没に先立って、Xが著しく危険を変更・増加した主張し、これに対し、Yは、①危険の変更・増加が事故の発生に影響を及ぼさない、②Y保険会社の責めに帰すべき不可抗力によること、③危険の変更・増加が正当な理由によると主張した事案である。

請求原因

- 1 Xは本件船舶を所有すること
- 2 XとY保険会社は、本件船舶につき船舶保険契約(保険金額、保険期間、保険料)を締結したこと
- 3 請求原因2の保険期間中に本件船舶は沈没したこと
- 4 請求原因3の沈没した本件船舶の時価は1億円であること

(危険度変更・増加)

抗弁 1 Xは請求原因3に先立って著しく危険を変更若しくは増加した

*本条本文に基づく抗弁である。具体的には「Xは請求原因3に先立って発航若しくは航海の継続を怠ったこと」や「Xは請求原因3に先立って到達港を変更しないで予定の航路のみを変更すること」などがこれに当たる。

(因果関係不存在)

再抗弁 1 危険の変更又は増加が事故の発生に影響を及ぼさないこと
*本条但書に基づく再抗弁である。

(不可抗力)

再抗弁 1 Y保険会社の責めに帰すべき不可抗力によること

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 要件事実

検索

CLICK!